

第2回浦安市障がい者福祉計画策定委員会

<議事録>

日時：平成20年7月2日（水）

13時30分～15時40分

場所：浦安市文化会館大会議室

事務局： 開会宣言

委員長挨拶（「共生」の視点と方法について－障害者権利条約の批准を前提に－に基づいて説明）

事務局： お手元の資料「市町村障害者計画の期間」をご覧ください。現行の計画書は、第1章で「計画の概要」を、第2章では「計画の基本的考え方」を、第3章では「計画の見直しのための資料」を、第4章では「後期基本計画」を、第5章では「障害福祉サービスの将来推計」の5章構成になっています。今年度は、第2期計画策定に向けての計画であるので、改めて説明させていただきます。

現行の計画書は、障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を合冊したものとなっています。この障害者自立支援法に基づく障害福祉計画が第5章に載っています。

平成20年度においては、障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を同時に策定していくようになります。お手元の資料P1の（案）としては、点線にもありますように、市町村障害福祉計画は3ヵ年計画であることから、市町村障害者計画については、平成21年から平成26年までの6ヵ年計画として、平成23年の第2期障害福祉計画が終了する時に中間見直しをすることになります。

最後に、参考までにA3の用紙で近隣市の状況を乗せてありますので、ご覧いただきたいと思えます。

委員長： ありがとうございます。ご質問やご意見等ありませんでしょうか。

それでは私からご質問させていただきます。事務局から提示された資料を見ても分かるように、計画内容は別として、計画期間は様々であります。現在は障害者自立支援法が施行されていますが、今後不透明な部分が多いと思えます。障害者基本法では、市町村障害者計画を6年で設定しなければならないとのことは書かれていないようですが、事務局でその点について、どのようにお考えでしょうか。

事務局： 障害者基本計画では、計画期間についての定めはされていません。各市町村の考え方によって設定されるものです。

委員長： 障害者自立支援法は、ILOに違反していると言われております。これは国際法に違反しているということになります。障害者自立支援法を改正せよという意見がでていますが、このような状況を踏まえ、少し先を急ぎすぎているのではないかと心配しています。障がい者福祉については、色々な意味で過渡期にきており、あまりきっちりとしたものを作るより、ある程度、柔軟性をもたせた方がいいのではないのでしょうか。

委員： 障害者基本法に基づく障害者計画については、今までは10年単位で見直していました。障害者自立支援法に基づく障害福祉計画と、障害者基本法に基づく障害者計画の2つの計画は根拠法が違うということで、それぞれに計画期間を定めませんが、障害者自立支援法に基づ

く障害福祉計画については、3年を計画期間とすることから、障害者基本法に基づく障害者計画については、3の倍数の6年で期間を設定し、今後は同時に見直しを図っていきたいと考えています。

委員長： わかりました。皆様の中でその他ご意見はございますでしょうか。ご意見等がないようでしたら、3年の中間地点で一度見直したいと思います。

それから、もう1つ気になることがあります。浦安市障がい者福祉計画は大きい計画であって、多岐にわたる施策があるにもかかわらず、総務部局や財政局、建設部局の職員がいない訳であります。冒頭にもご説明させていただきましたが、外側の大きな枠が解決されないまま、狭い意味での障がい者福祉計画を策定していくのではなく、広い意味での障がい福祉について考えていければと思います。このことについては、私の意見として受け止めてもらえればと思います。今後も委員の皆様からの忌憚りの無いご意見をお願い致します。それでは、議題①の現行計画における各施策の進捗状況（前半）について、引き続き事務局より説明願います。

事務局： お手元の資料P1をご覧ください。こちらは現行計画の体系図になります。現行の計画では、1の「理解と交流の促進」から、7の「自立と社会参加の促進」になります。

まず、1の「理解と交流の促進」では、市民に対する啓発の促進、ボランティア活動の促進、交流機会の充実があげられます。ここでは、障がいに対する市民の一層の理解と協力が得られるように、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の趣旨を踏まえて、すべての人のために差別のない地域社会の実現を目指すために、「心のバリアフリー」を推し進め、「すべての人が安心して快適に共に暮らせるまち・浦安」を目指したものとなっています。

次に2の「福祉・生活支援の充実」では、相談体制の充実、情報提供体制の充実、在宅福祉サービスの充実、施設サービスの充実、生活安定への支援があげられます。障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が重要であると考えられます。

次にP2をご覧ください。3の「保健・医療の充実」では、障がいの早期発見・早期対応等の促進、リハビリテーション事業の充実、保健・医療サービスの充実があげられます。障がいには、遺伝子・染色体の異常や、妊娠・出産期の母体等の環境による先天的なものと、出生後のいずれかのライフステージにおける疾病や事故等における後天的なものがあります。また特に近年においては、中途障がいの占める割合がますます大きくなっていることから、疾病や事故の予防は非常に大切な課題であるといえます。また、障がいの早期発見・早期対応によって、その影響を最小限におさえたり、リハビリテーション等によって機能を回復したりすることも、場合によっては可能となることがあります。このためには、障がいのある子供に適切な支援を提供できるよう、医療と福祉の連携を図ること、そして、その保護者に適切な情報を提供することで、早期に療育事業等につなげることが大切になります。

本日の委員会では、ここまでの内容について、議題①では浦安市障がい者福祉計画（後期計画）の検証を、また議題②では、前回の策定時に各障がい者団体よりご意見やご要望等がありました内容についての進捗状況をご報告させていただきます。

議題①の「浦安市障がい者福祉計画（後期計画）」の検証については、昨年度の検証会議

でご報告させていただいた内容になりますので、最近動きがあった内容を中心にご報告させていただきます。

P5をご覧ください。「市役所や福祉関係機関、医療機関などに設置するパンフレット等の内容をさらに充実させるよう努めます」について、平成19年度の取り組みとしては、「障がい福祉ガイドブック」や「障害者自立支援法」等のパンフレットについては新しい制度に対応したものとし充実を図るとともに、平成20年2月から実施した「夜間安心訪問ヘルプサービス随時訪問介護事業」等の新規事業についてもパンフレットを作成し、周知を図りました。

次に「障害者週間を利用して障がい者の理解、障がい者福祉の活動紹介等のための講演会を開催しました」について、平成18年度では、「障害者週間を利用して、障がい者の理解、障がい者福祉の活動紹介等のための講演会を開催しました。具体的には、総合福祉センターにおいて、フリーマーケットやもちつきイベントと共に、長崎県にあるコロニー雲仙県南地域サービスセンター長や当事者をお呼びして、講演会を開催しました。平成19年度では、地域自立支援協議会の一環として、啓発・広報を目的に、基調講演及びシンポジウム形式にてフォーラムを開催しました。具体的には、厚生労働省障害福祉課長や社会福祉法人の理事長をお呼びして講演会を開催するとともに、当事者や支援者をお呼びしてシンポジウムも開催しました。

次に「市職員については、研修を通じてノーマライゼーションの理念など障がい者等への理解の促進を継続して実施します」について、人事課においては、ノーマライゼーションに関する正しい知識の提供と意識の醸成を促す研修を検討しました。またそれ以外に市では、市職員がノーマライゼーションの理念など、障がい者等の理解の促進を図り、障がい者の雇用の拡大を図るために、ワークステーションの整備事業について検討していく予定です。このワークステーションとは、障がい者の就労の場を確保し、市役所の業務の一部を行っていただくものです。

次にP7をご覧ください。「広報うらやすや各種パンフレット、ガイドブック等を通じて、ボランティア活動の紹介、募集、講座案内等を実施します。特に精神保健福祉については、より多くの参加者を集うため、時代に即した企画を検討します」について、社会福祉協議会においては、平成18年度の取り組みとしては、ボランティアセンターだよりの発行を行いました。また精神保健福祉についての具体的な企画については、平成19年度には、10月28日の健康フェアにおいて、精神科医師ブースを設置するとともに、千葉県心の健康フェアやこころの健康のつどいにおいても、精神保健福祉に関する講演会を開催しました。

次にP8をご覧ください。「地域における障がい者の国際交流を推進します」について、進捗状況評価ではE評価になっており、また平成18年度から平成20年度までの取り組みについては、該当なしとなっています。ここでは該当なしとなっていますが、障がいのありなしに関わらず、市民全員を対象とした国際交流について積極的に行っています。平成18年4月に国際交流・協力活動の拠点となる国際センターを新浦安駅前のマーレ2階に設置しまして、日本人市民と外国人市民の相互交流ができる場を確保しました。また地域でできる国際交流・協力について、市民全体で考えていこうと、国際交流・協力フェスティバルを開催し、その中で参加団体の国際交流・協力活動にかかる展示や出展販売、民族舞踊や歌のステージ演技などを行い、障がいのある方も参加しやすいイベントとなっています。このような

ことから、障がい者のみを対象とした具体的な事業については実施していません。今年度計画を策定していく上での検討項目となります。

次にP10をご覧ください。「精神障がい者に対する医療受診、社会復帰、日常生活等についての相談を、障がい福祉課を中心に、内容によっては市川健康福祉センター（保健所）と協力して行い、また、市川健康福祉センター（保健所）の精神保健福祉相談を積極的に活用します」について、今年度では平成19年度と同様に、相談支援を継続するとともに、障がい福祉計画における地域生活への移行も念頭に置きながら、社会資源の整備について検証していきます。また平成21年度から実施予定のいのちとこころの支援事業について、検討を進めます。わが国では平成10年以降、日本の自殺者は3万人前後で推移しており、国においても自殺対策が急務とされています。このような現状を踏まえて、こころの健康を推進するために、各機関とのネットワークづくりを行い、相談機能の強化、啓発活動について検討をしていくいのちとこころの支援事業を実施していきます。

次に「障がい者の自立支援に必要な関係機関の連携を強化するため、地域自立支援協議会を設置し、委託相談支援事業者と連携して地域のネットワークづくりを推進します。地域自立支援協議会では、障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを進めるため、地域の実態や課題等の情報を集約し、共有して課題解決に向けて協働する体制を構築していきます。平成20年度では、平成19年度からの引継ぎ及び新たな課題等に取り組み、住みやすいまちづくりを目指します。また市民ニーズや課題等に応じて、プロジェクト会議の追加等の見直しを行っていきます。

次にP11をご覧ください。「民間指定事業者の活用を推進し、事業者との協力・連携を強化し、良質なホームヘルプサービスを提供するため、各種研修会の参加を働きかけます」について、平成20年度では、特に行動援護のサービス提供事業者が少ないため、当該サービスへの事業者参入の検討を行っていきます。この行動援護サービスとは、知的障がい又は精神障がいによって、自己判断能力制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行うサービスをいいます。しかしながら、市民ニーズがあるにもかかわらず、実際にサービスを提供できる事業者が市内には1社しかなく、今後、市が取り組んでいかなければならない課題の1つであると考えています。このような現状を踏まえて、今年の6月13日に障がい福祉サービスを提供している事業者や施設、職員の方をお呼びして、意見交換会を実施しました。また、事業者の実態把握と、またどのような側面的支援があれば事業に参入できるのかを検証するために、全事業者を対象としたアンケート調査をしております。

次にP12をご覧ください。「手話通訳者、要約筆記者の養成に努め、派遣制度の充実を図ります」について、平成19年度では、入門及び基礎課程の研修の実施のほか、フォローアップ研修も取り入れています。また要約筆記者の養成についても、平成18年度に要約筆記奉仕員養成講座において応用過程（全15回、うち講演会3回）を開催しました。受講者については3名でした。

次に「身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の団体等が生活ホーム、グループホーム等を開設する際には側面的支援を行います」について、平成20年度では、グループホーム事業者への運営費補助等の具体的支援について検討します。また千葉県においては、障がい者の地域移行を図るために、県内の市町村や県内のグループホーム、ケアホーム等の事業

者が事業を実施する場合において、その経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとしています。

次に「障害者自立支援法の施行に伴って導入された利用者の定率負担について、その経済的負担を緩和するため、利用者負担軽減措置を図ります」について、平成20年度では、利用者負担軽減措置を引き続き実施していきます。またこの市の利用者負担軽減措置については、平成20年度までの時限措置であることから、制度継続の有無についても検討を行います。

次に「地域生活支援事業の必須事業（相談支援、移動支援、コミュニケーション支援、地域活動支援センター、日常生活用具給付等）以外のその他の事業についても、ニーズ等を勘案しながら事業の実施を検討します」について、平成20年度では、継続した事業の実施に努めます。また特に日中一時支援事業については、市民ニーズに応じた事業実施の検討を行っていきます。市内には日中一時支援事業を実施している事業者が全くない状況で、本人やその家族からは、障がい児の放課後支援を市内において、実施してもらいたいとの意見がでているのが現状です。現在、市民ニーズを正確にとらえて、学童や日中一時支援事業等の検討を行っているところです。また今年の6月13日にサービス事業者と施設職員をお呼びして、事業者の実態把握を行うために、意見交換会を実施したところです。

次にP13をご覧ください。「精神障がい者地域活動支援センター事業を平成19年度に開設します」について、平成19年4月より、地域活動支援センターとして、相談支援、交流の場の提供、レクリエーション活動、軽作業などの事業内容を展開しました。よって進捗状況評価についてはA評価になっており、今年度策定する上で、検討施策となっています。

次にP16をご覧ください。「保健師、看護師、歯科衛生士による訪問指導等の保健事業の充実を図ります」について、平成18年4月に地域包括支援センターが設置され、当センターにおいて、保健だけでなく、医療、福祉、介護等と連携を図りながら、保健事業の充実を図っています。平成18年度の介護保険制度改正によって、市町村は被保険者が要介護状態となることを予防することを目的として、市町村は地域包括支援センターを設置することができるとされました。浦安市においても、平成18年4月に浦安市地域包括支援センターを設置し、高齢者やその家族、地域住民からの総合的な介護や、福祉に関する相談の支援、介護予防ケアプランの作成、ケアマネージャーへの支援やネットワークづくり、高齢者に対する虐待の防止やその他権利擁護事業を行っています。

最後にP17をご覧ください。「移送サービス、コミュニケーション手段などの充実を図り、受診機会の拡充に努めます」について、平成20年度では、障害者自立支援法の通院介助サービスは、原則的に病院内及び病院間のヘルパーからの支援が認められてなく、問題点も多かったことから、市では4月から独自で通院ヘルプサービス事業を実施し、障がい者の福祉の増進を図っています。しかしながら問題点として、障がい福祉サービスにかかる全事業者が参入しているわけではなく、予約が取りづらい等の市民からのご意見もあることから、今後においても、状況をみながら事業を実施していきたいと考えています。また公的なサービスのみならず、ボランティアの活用等、長期的な視点で考えていく必要があると思われます。

委員長： 私も数多くの計画に携わってきましたが、浦安市の計画は全国の中でもトップクラスではないかと思えます。また数多くはじめた事業もあるようです。ただ今の事務局の説明について、ご質問やご意見、またご批判などがあれば遠慮なく聞かせて下さい。

委員： 先ほど事務局より、高齢者虐待のからみで地域包括支援センターの話があったが、実際に虐待が起こった時の発見やまたその具体的な対応策と、また障がい者虐待等についてのお考えを合わせてお聞きしたい。

事務局： 高齢者虐待については、地域包括支援センターが中心となって対応しており、また地区の在宅介護支援センターとも連携を図りながら、虐待の発見に努めている。

委員： 市役所でも平成16年に浦安市児童虐待防止に関する代表者会議があり、その中で虐待についての対応について検討を行った。また児童福祉法の中も子供だけでなく、障がい児等も含めた虐待に関する対応について、具体的に明記されている。

事務局： 障がい者の虐待については、地域自立支援協議会を設置し、その中で障がい者の権利擁護についての連携を図るために検討を行っています。

委員： 障がい者虐待は、障がい者への差別でもあり、大きな問題です。

委員長： その他に何かご質問等がありますか。

委員： 先ほど事務局より、サービス事業者を対象とした意見交換会を実施したとの報告がありましたが、この意見交換会は、当事者を交えたものだったのか。また夜間安心訪問ホームヘルプの定期訪問が今年の4月から実施されましたが、ヘルパーがなかなか決まらず、3月31日になってやっと決まったという現状でした。また市に相談したところ、同性介護をお願いするから事業者が決まらないとの意見もあって、とても不愉快な思いをしました。サービス利用者は、選択の自由が無いのが現状です。理想としては、利用者が選択できる環境にあることだと思います。

事務局： 以前よりサービス利用者やその保護者等から、障がい児の放課後を支援してもらえないことや、また行動援護を実施できる事業者がほとんどない等の意見も多くあり、これらのご意見等を踏まえて、事業者が事業を参入できない理由や実情等を把握するために、事業者のみを対象とした意見交換会を実施しました。よって当事者は、この意見交換会には参加していません。市では、この意見交換会での意見内容を検証し、事業者への側面的支援について検討していきたいと考えています。

委員： 現在、私たちは総合相談支援事業を市より委託されて行っていますが、その中でも虐待に関する相談にのっています。高齢者については、高齢者虐待防止法ができ、先ほどのお話のように地域包括支援センターなどで対応、障がいのある子どもについても児童相談所で対応していますが、そのどちらにも当てはまらない「障がい者」については、対応機関や法律がなく、例えば、シェルターに避難したくても、バリアフリーで健常者しか受け付けませんと言われるなど困っており、障害者差別条例のことも含めて、浦安市だけでできることではないと思いますが、考えていかなければならない重要な問題だと思います。

委員長： それでは次の議題に移らせていただきます。議題②団体ヒアリングにおける要望及び意見等の状況について、事務局より説明願います。

事務局： 議題②については、前回の会議において委員よりご質問のありました件になります。平成18年度に計画を策定しましたが、その時に各団体からヒアリングを行った内容についての進捗状況となります。はじめにP18をご覧ください。「発達障がいについての啓発活動について、発達障がいの早期発見・早期教育の有効性を一般の人に広める活動（講演会やポスターなど）を浦安市で行っていただきたいと思います」について、平成19年度では当事者をお呼びしてフォーラムを開催しました。平成20年度では、発達障がいについての啓発活動

として、講演会を開催する予定です。また今後においても、地域自立支援協議会の「啓発広報プロジェクト会」においても、発達障がいについての啓発活動を検討していきます。

次に、「障がい者への対応は厳しいものがあります。→正しい障がいの理解」「自閉症の障がいについて、市民に、より一層広報してください。私たちの子どもたちは、相手の気持ちや場の雰囲気を読めないことが多く、また恥ずかしい、迷惑をかけているということが理解できないために、周囲の人たちからジロジロ見られることがあります。そのため、市役所や公民館主催の各種イベントに参加することは、自閉症児をもつ家族にはとても勇気がいります。それでも、地域活動に参加することは、保護者にとっても子どもたちにとっても大事なことだと思います。子どもたちが様々な活動に参加できるよう支援してください。」「犯罪加害者にされてしまう可能性も高い。→啓蒙活動が必要。」「難聴者障がいがどんな不便があるのか、皆さん理解していない。→障がい者（難聴）の不自由さを周囲の人や主催者にわかってもらうチャンスを作る」「障がいについての知識がない（理解がない）→講演会など開催が必要」「聴覚障がい者にとってコミュニケーションが欠けることは、生活・社会進出のさまたげ→点字ブロック、スロープなどバリアフリーに関する行政、市民の関心は高い。しかし聴覚障がい者に対する社会整備支援は少ない。筆談の苦手な就労など限られている。また就労してもコミュニケーションに対する無理解から長続きしない。行政として、もっと広報に努めて欲しい。」について、今後、地域自立支援協議会において、啓発・広報の手段等を含めて検討します。また平成22年度から「こころのバリアフリー支援事業」を実施し、障がい者に対する理解を広げていくために、各種講座や講演会、福祉施設での体験学習等を実施します。この「こころのバリアフリー支援事業」は、岡山県で実施しており、また神奈川県藤沢市では市民の方向けに、「心のバリアフリーハンドブック」を作成し、障がいを理解するためのきっかけづくりとなっています。この広報活動については、各障がい者団体に協力をいただきながら、実施することも考えています。また障がい者の就労については、市役所のみならず今年の4月から開設した障がい者就労支援センターとも連携を図りながら検討していきたいと考えています。

次に「どんなサービスがあって利用できるのか分からない。情報をもう少し市役所が私たちに教えて欲しい。」について、各団体から依頼があった場合については、障がい福祉サービスについて不明な点があれば、訪問や電話等でもご相談に応じています。また相談業務については、市内の社会福祉法人に業務委託を行っており、障がい者の相談に積極的に応じています。

次に「ボランティアスタッフの確保に苦労しています。→ボランティア希望者に広報活動の場が欲しい」について、ボランティアセンターと連携を図り、引き続き側面的支援を行います。また現在行っているものとしましては、市民活動センターにおいて、ボランティア希望者を募集し、ボランティアセンターや市民活動団体につないでいます。また市民活動推進課では、明海大学の学生に対しボランティアの募集をかけ、施設や市役所の各課にボランティアの受け入れを要請しています。

次に「視覚に障がいを有する人々の団体なので、ボランティアの支援がないと十分な活動ができない。→行事の際、これを援助してくれるボランティアが不可欠なので、お願いすれば派遣・援助してもらえる充実したボランティアを浦安市で組織していただくと助かります。→個人宅から集合場所（会場）までのガイド。団体行動のサポート（会議・野外活

動)」について、ボランティアセンターと連携を図り、引き続き側面的支援を行います。また市民がボランティアに参加するためには、障がいについての市民理解を深めることが必要であることから、地域自立支援協議会の啓発・広報プロジェクト会において啓発活動等を検討し、また平成22年度からの「こころのバリアフリー支援事業」を実施することにより、市民参加を行いやすい環境の整備を図ります。視覚障がい者の方から、外出時や病院内でのボランティアについて、特に意見が多かったことから、障がい福祉課では、平成19年度に広報等を利用して、ボランティアの募集を行いました。参加希望者が思うようには集まらず、ボランティアの派遣までは至りませんでした。このようなことから、平成20年4月から「通院ヘルプサービス事業」を実施し、病院内での支援については可能となりましたが、ボランティアについては、ボランティアセンターや市民活動推進課、市民活動センターとも連携を図っていきます。

次に「補聴器の電池が支給されなくなる。→両側共に使うのでとても経済的に助かる」について、今までは補装具の修理の中で電池交換が認められていましたが、国の補装具の取扱が平成18年度から変更になり、電池の交換は認められなくなりました。市ではこのような国の動向を受けて、平成19年度から電池交換の支援は行わないこととしています。このようにして、補装具の修理の中で、電池交換が認められなくなった一方で、浦安市では利用者の負担の増大を回避するために、平成18年10月より障がい福祉サービス、補装具、地域生活支援事業を利用する在宅生活者に対し、利用者の負担軽減措置を実施しています。

次に「グループホームの設置…当事者の多くは家族と同居し、その介護を受けて生活しているが、家族の高齢化に伴い、介護を十分に受けられない事態が生じている。このため、当事者のいわゆる受け皿としてグループホーム等が必要であるが、グループホーム等の設置は民間主体ではなかなか進展しないので、市当局が主導的立場に立って設置を促進していただきたい。」について、グループホーム入居者に対する支援として、平成19年度よりグループホーム等入居者家賃助成（月額25,000円の範囲内で、家賃の2分の1に相当する額）を行い、障がい者の自立を促進する一方で、グループホームを運営している事業者の支援については、平成20年度に運営費補助等の具体的な支援策についても検討していきます。

次にP21をご覧ください。「障がい者福祉センターがこれからどのようになっていくか心配。→自立支援法のもと、今後どのようになっていくのか方向性を示して安心させて欲しい」について、障がい者福祉センターの機能の充実及び就労支援事業への取り組みを検証した上で、平成21年度からの新体系移行に向けての準備を進めています。お手元の資料では平成20年度からという記載になっていますが、その部分の削除訂正をお願いします。

最後に「サポート体制の強化…当事者は、その障がいの特性から自主的に相談、行動等することが不得手であり、このため容態や状況の変化に適切に対応できない場合が少なくない。このようなことから、ひとり暮らしの当事者（同居の高齢者を含む）に対し、その意向踏まえて、電話・訪問等を定期的実施し、必要に応じて関係機関と連携の上、医療・介護等の措置を講じる等、サポート体制の強化を図っていただきたい」について、市では相談支援事業者や地域包括支援センターとも連携を図りながら、サポート体制の強化を図っていきたいと考えています。また介護の部分については、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で暮らし、在宅において安心して生活を続けられるよう、夜間におけるオムツ交換などの定期的に行われる訪問介護や、転倒などの危険性に対する不安解消と安全確保、下着を汚してしまったが

着替えることができないなどの、夜間に介護の手が欲しい緊急事態が発生した時の随時訪問介護について実施しております。

委員長： ただ今の事務局の説明に対して、何かご質問等はございますか。

委員： P20の下から5番目の「浦安で障がいの・・・」の部分が「生涯」と間違えているのではないか。

事務局： 「生涯」に訂正しておきます。

委員： 事務局に3点ほどお願いしたいとことがあります。まず各施策を検証する時には、具体的な数を提示してもらいたい。次に行政からの評価のみならず、市民の評価に基づいても検証してもらいたい。最後にこの委員会は、地域自立支援協議会とも連携図らなければならないということから、地域自立支援協議会の座長にもこの委員会に参加してもらいたいと思います。

委員： この会議に参加することは勉強にはなるが、一方で、時間がないということで、発言ができなかった。団体の代表として出席しているので、その点の配慮をお願いしたいと思います。

委員長： 次回において、皆様のご意見をいただけるようにしたいと思います。それでは、第2回浦安市障がい者福祉計画策定委員会を終了とさせていただきます。